

川島町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、川島町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例（令和〇年川島町条例第〇号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（周辺関係者の範囲）

第2条 条例第3条第5号に規定する周辺関係者等の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 太陽光発電事業に係る事業区域に隣接する土地並びにその土地に存する建築物の所有者、管理者及び占有者
- （2） 太陽光発電設備から生じる太陽光の反射光又は当該反射光から生じる熱により生活環境に影響を受ける範囲の土地並びに建築物の所有者、管理者及び占有者
- （3） 前2号に掲げるもののほか、太陽光発電事業に伴って生活環境に一定の影響を受けるおそれのあるものとして町長が認めるもの

（抑制区域）

第3条 条例第8条に規定する抑制区域は、川島町全域とする。

（事前協議の手続）

第4条 条例第9条第1項の規定による事前協議を行おうとする者は、事前協議書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する事前協議書には、別表第1に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、当該事前協議に係る事業計画に応じて、その必要がないと認められるときは、これらの図書又は当該図書に明示すべき事項の一部を省略することができる。

（周辺関係者への説明）

第5条 条例第10条第3項の規定による報告は、事前周知結果報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、これを町長に提出して行わなければならない。

- （1） 周知の方法
- （2） 周知に使用し、又は配布した図書の写し
- （3） 周知を行った地域の範囲を示した図面
- （4） 周知のための説明会を開催した場合にあっては、次に掲げるもの

- ア 説明会の日時、場所及び参加者数
- イ 説明会で配布した資料及び説明事項
- ウ 周辺関係者からの意見と事業者の対応方針
- エ 説明会を開催した状況を確認することができる写真
- オ 説明会に出席した者の名簿の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(届出)

第6条 条例第11号第1項の規定による届出は、事業計画届出書(様式第3号)を町長に提出して行わなければならない。

2 第1項に規定する事業計画届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 別表第1に掲げる書類
- (2) 事前周知結果報告書(様式第2号)及び同報告書に添付した書類
- (3) 太陽光発電設備設置事業に関する関係法令手続確認書(様式第4号)
- (4) 太陽光発電設備の維持管理計画(同設備の廃止後において行う措置を含む。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 条例第11条第3項又は第4項の規定による届出は、事業計画変更届出書(様式第5号)を町長に提出して行わなければならない。

(届出の申請を要しない軽微な変更)

第7条 条例第11条第3項又は第4項の規定で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第11条第2項第2号に掲げる事項の変更のうち、同条第1項の規定による届出の申請に係る設置工事の着手予定日を当該着手予定日とされた日より前の日にする変更以外の変更。
- (2) 条例第11条第2項第3号に掲げる事項の変更のうち、事業区域の面積を変更する行為であって、当該行為により増減する事業区域の面積が変更前の事業区域の面積の10分の1以下であるもの。
- (3) 条例第11条第2項第4号に掲げる事項の変更のうち、工作物の構造耐力上主要な部分以外の部分(太陽電池モジュールに係るものを除く。)の材料又は構造の変更。

(工事完了の届出)

第8条 条例第12条第1項の規定による届出は、工事完了(中止)届出書(様式第6号)及び工事完了検査申請書(様式第7号)を町長に提出して行わなければならない。

2 条例第12条第2項の規定による通知は、工事検査済通知書(様式第8号)により行うものとする。

(廃止の届出)

第9条 条例第13条の規定による届出は、事業廃止届出書(様式第9号)を町長に提出して行わなければならない。

2 条例第13条第2項の規定による届出は、事業廃止完了届出書(様式第10号)を町長に提出して行わなければならない。

附則

この規則は、令和2年〇月〇日から施行する。

別表第1（第4条関係）

- (1) 太陽光発電事業計画認定申請書及び添付書類（権利者の証明書及び関係法令手続状況報告書）の写し
- (2) 事業者を証明する書類（法人の場合は履歴事項全部証明書、個人の場合は住民票抄本）
- (3) 位置図（縮尺1／2500以上）
- (4) 現況図（縮尺1／500以上）及び現況縦横横断面図（縮尺1／500以上）
- (5) 公図（事業区域及びその隣接地の地番、地積、所有者の住所氏名等（当該土地に建築物が存する場合その所有者の住所氏名等を含む。）を記入すること。また、里道及び水路についても表示すること。）
- (6) 土地利用計画図（縮尺1／500以上）
- (7) 排水計画平面図（縮尺1／500以上）
- (8) 造成計画平面図及び断面図（縮尺1／500以上）
- (9) 工作物設計図（平面図、立面図及び断面図、縮尺1／100以上）
- (10) 周辺関係者への説明会等の実施計画の概要
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（注）樹木の伐採、切土、盛土その他土地の形質の変更を伴わない場合においては、第8号に掲げる書類の添付を省略することができる。

様式第 4 号 (第 6 条関係)

年 月 日

川島町長 あて

住 所

事業者名

㊞

電 話

太陽光発電設備設置事業に関する関係法令手続確認書

1 太陽光発電設備の設置場所に関する関係法令の該当の有無

法令名	該当の有無	担当課等
(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)	有・無	担当課 届出年月日
(2) 農地法 (昭和 27 年法律第 229 号) 第 4 条及び第 5 条に規定する許可の申請又は川島町農業委員会への届出	有・無	担当課 申請年月日
(3) 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和 44 年法律第 58 号) 第 8 条に規定する照会	有・無	担当課 届出年月日
(4) 河川法 (昭和 39 年法律第 167 号) 第 6 条第 1 項及び第 54 条第 1 項	有・無	担当課 届出年月日
(5) 文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号) 第 27 条第 1 項、第 93 条第 1 項及び第 109 条第 1 項	有・無	担当課 届出年月日
(6) 埼玉県文化財保護条例 (昭和 30 年埼玉県条例第 46 号) 第 5 条第 1 項及び第 31 条第 1 項	有・無	担当課 申請年月日

(7)川島町文化財保護条例(平成2年川島町条例第26号)第2条	有・無	担当課 届出年月日
(8) 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例(平成 年埼玉県条例第 号)第6条に規定する許可の申請	有・無	担当課 申請年月日又は届出年月日
(9) 川島町環境保全条例(平成25年川島町条例第17号)第18条第1項に規定する許可の申請	有・無	担当課 照会年月日

2 その他

法令名	該当の有無	担当課等
町長が特に必要と認めるもの ()	有・無	